

各位

令和7年8月27日

公益社団法人 立体駐車場工業会

認証基準(第3版)における制御システムの安全関連部に適用する申請の取扱について(通知)

1. 目的

機械式駐車装置の認証事務については、機械式駐車装置認証事務規程（以下「事務規程」という。）及び機械式駐車装置認証実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、公益社団法人立体駐車場工業会（以下「工業会」という。）が審査、認証を適正、公平かつ円滑に実施しているところであるが、機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準第3版(以下「認証基準」という。)附則第3項に基づき、令和7年4月以降、制御システムの安全関連部を含めた規定を適用した認証の申請を受け付けることに鑑み、必要な事項について定め、実施するものである。

2. 対象

駐車場法施行令第15条に定める特殊の装置で、認証基準に基づき令和7年4月1日以降に申請を受け付ける機械式駐車装置（以下「申請装置」という。）とする。

3. 申請の種別

制御システムの安全関連部を含めた規定を適用した認証を申請する場合には、事務規定第5条第1項に定める「新規」の取扱とする。

4. 認証有効期限

申請装置の認証有効期限は、認証日から5年後の同日とする。

5. その他

本通知の適用に伴い、「既認証装置の認証有効期間の更新申請について」（令和5年2月16日指針）及び「既認証装置の認証有効期間の延伸(2版から3版)申請について」（令和5年8月8日）は廃止する。

以 上